

「賃金等の報告」の記入例

⑪令和5年度確定賃金総額

労働者に対し支払った賃金額を月別にして労災保険、雇用保険に区別し、対象労働者数とともに次により記入します。

労災保険 すべての労働者（臨時、日雇、パート等を含む）に対して支払った賃金額を記入します。

「㉔」欄には、令和5年4月から令和6年3月までの賃金額及び賞与等を含む合計額を記入します（円単位）。

「㉕」欄には、「㉔」欄の千円未満を切り捨てた額を記入します。

雇用保険 雇用保険のすべての被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者も含む）に対して支払った賃金額を記入します。

「㉖」欄には、令和5年4月から令和6年3月までの賃金額及び賞与等を含む合計額を記入します（円単位）。

「㉗」欄には、「㉖」欄の千円未満を切り捨てた額を記入します。

「㉘(㉗)」欄には「㉗」欄の額を記入します。

労災保険の人数欄について

各月の「人員」欄は、各月末（給与締切日がある場合には月末直前の当該給与締切日）の使用労働者数を記入し、「賞与人員」欄には、支払人員を記入します。

「1ヵ月平均使用労働者数」欄は、次により算定し記入します（端数は切捨て）。

（算式）
令和5年度の各月末（給与締切日がある場合には月末直前の当該給与締切日）の使用労働者数の合計
12（令和5年度途中に保険関係が成立した事業にあっては、保険関係成立以後の月数）

ただし、船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場及び倉庫における貨物取扱い事業については、令和5年度中の1日平均使用労働者数を記入します（端数は切捨て）。

（算式）
令和5年度中の 延使用労働者数
所定労働日数

特別加入者氏名

「㉙」欄には令和5年度の第1種特別加入者の氏名と「承認された給付基礎日額」、「保険料算定基礎額」を、また「㉚」欄には令和5年度より引き続き加入を希望する者及び令和6年度新規加入希望者の氏名と「希望する給付基礎日額」、「保険料算定基礎額」を特別加入保険料算定基礎額表（資料7）を参照の上それぞれ記入します。

「㉛」欄及び「㉜」欄には、「保険料算定基礎額」の合計額の千円未満を切り捨てた額をそれぞれ記入します。（月割計算をする特別加入者が2名以上の場合も保険料算定基礎額を合計し千円未満を切り捨てます。）

⑦事業の概要

事業の内容（製品名、製造工程等）を具体的に記入します。

⑧業種

⑦事業の概要を参照の上、事務組合で記入します。

⑨特掲事業

事務組合において、雇用保険に加入している事業で、次の事業に該当する場合は「イ。」を○で、該当しない場合は「ロ。」を○で囲みます。

- (1)土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業は除く）
- (2)動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く）
- (3)土木・建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業
- (4)清酒の製造の事業

⑩令和6年度概算の延納

延納（分割納付）の申請を希望するときは「イ。」を、希望しないときは「ロ。」を○で囲みます。

雇用保険の人数欄について

各月の「人員」欄は、各月末現在の被保険者数を記入します。

「1ヵ月平均被保険者数」欄には、次により算定し記入します。

（算式）
令和5年度各月の被保険者数の合計
12

⑭令和6年度賃金総額の見込額

令和6年度の賃金見込額が前年度の2分の1以上、2倍以下の場合は、「㉑」～「㉓」欄の記入を省略し、「㉔」欄に「前年度と同額」と記入します。
上記以外の場合には、「㉑」～「㉓」欄に見込額を記入します。

組様式第4号

労働保険料等算定基礎賃金等の報告（事務組合控）

① 労働保険番号	府県 新潟 支庁 上越 市町村 新井	基幹番号	枝番号
19301930010001			
② 雇用保険事業所番号	1901-064115-3		

③ 事業の名称	桃井工業㈱	TEL 055 (222) 02△△
〒 (400-00△△)		
④ 事業の所在地	甲府市丸の内6丁目44-△△	
⑤ 事業主の氏名	桃井 正和	⑥ 作成者氏名 長谷 友明

⑦ 事業の概要（具体的に記入してください）
スプーン、ナイフ、フォーク等 食卓用刃物の製造業

⑨ 特掲事業
イ. 該当する ☐ 該当しない ☐
⑩ 令和6年度概算の延納
㉑ する ☐ しない ☐

令和5年度確定賃金総額											
区分	労災保険対象労働者数及び賃金				雇用保険対象被保険者数及び賃金						
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者 〔業務執行権を有する者の指示を受け労働に従事し、賃金を得ている者等（裏面参照）〕	(3) 臨時労働者 （パートタイマー、アルバイト等）	(4) 合計 ((1)+(2)+(3))	(5) 被保険者 〔日雇労働被保険者に支払った賃金を含む。 なお、パートタイマー、アルバイト等雇用保険の被保険者とならない者を除く（裏面参照）〕	(6) 役員で被保険者扱いの者 〔給与支払等の面から労働者の性格の強い者（裏面参照）〕	(7) 合計 ((5)+(6))				
月別内訳											
令和5年4月	11人 2,768,898円	1人 363,510円	0人 0円	12人 3,132,408円	11人 2,768,898円	1人 363,510円	12人 3,132,408円				
5月	11 2,759,845	1 366,809	1 154,554	13 3,281,208	11 2,759,845	1 366,809	12 3,126,654				
6月	11 2,738,461	1 368,177	1 142,100	13 3,248,738	11 2,738,461	1 368,177	12 3,106,638				
7月	11 2,749,515	1 354,923	1 158,350	13 3,262,788	11 2,749,515	1 354,923	12 3,104,438				
8月	11 2,821,268	1 362,118	1 166,611	13 3,349,997	11 2,821,268	1 362,118	12 3,183,386				
9月	11 2,722,413	1 363,949	1 157,300	13 3,243,662	11 2,722,413	1 363,949	12 3,086,362				
10月	11 2,899,716	1 363,668	1 183,659	13 3,447,043	11 2,899,716	1 363,668	12 3,263,384				
11月	11 2,896,855	1 365,919	0 0	12 3,262,774	11 2,896,855	1 365,919	12 3,262,774				
12月	11 2,873,226	1 360,563	0 0	12 3,233,789	11 2,873,226	1 360,563	12 3,233,789				
令和6年1月	11 2,875,869	1 362,115	0 0	12 3,237,984	11 2,875,869	1 362,115	12 3,237,984				
2月	11 2,783,193	1 361,992	0 0	12 3,145,185	11 2,783,193	1 361,992	12 3,145,185				
3月	11 2,767,933	1 372,334	1 176,401	13 3,316,668	11 2,767,933	1 372,334	12 3,140,267				
賞与等5年7月	5,591,225	752,115	0 0	6,343,340	5,591,225	752,115	6,343,340				
年12月	6,670,719	897,325	0 0	7,568,044	6,670,719	897,325	7,568,044				
年月											
合計	45,919,136	6,015,517	1,138,975	③ 53,073,628円	45,919,136	6,015,517	⑦ 51,934,653円	12人 ④ 51,934千円	⑧ ④	51,934千円	
				⑤ 53,073千円							
				⑤+⑥ 61,103千円							
⑤ 令和5年度確定				⑥ 令和6年度概算				⑦ 令和6年度賃金総額の見込額			
承認された給付基礎日額		保険料算定基礎額		希望する給付基礎日額		保険料算定基礎額		労災保険		雇用保険	
12,000円		4,380,000円		14,000円		5,110,000円		人		人	
10,000円		3,650,000円		10,000円		3,650,000円		円		円	
円		円		円		円		円		円	
円		円		円		円		円		円	
⑮ 8,030千円		合計		⑮+⑯ 61,833千円		⑮ 8,760千円		⑮+⑯+㉑ 千円		⑮+⑯+㉑ 千円	
						合計		(前年度と同額)		(前年度と同額)	

（注）本様式の一部については、今後変更となる場合があります。